

商 品 名 < 愛 称 >	すしんTKC経営者ローン
------------------	--------------

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のすべての条件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ① TKC加盟税理士または、公認会計士（以下、「TKC会員」という）の関与する企業で、TKC会員の紹介を受けた中小企業者 ② 原則として2年以上の事業実績を有する中小企業者 ③ 当金庫の会員資格を有する中小企業者 ④ 当金庫が定めた基準を満たす先 ・ なお、詳しい内容については窓口へお尋ねください。 														
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転資金および設備資金 ※ ただし、原則として旧債務の決済資金は該当しません。 														
ご 融 資 限 度 額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1先 1,000万円以内 														
ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5年以内 														
融 資 形 式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証書貸付 														
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定金利で、下記のとおりご融資期間によって基準金利が異なります。 <ul style="list-style-type: none"> ① ご融資期間1年以内・・・2.50% ② ご融資期間1年超3年以内・・・3.00% ③ ご融資期間3年超5年以内・・・4.00% ※ また、次のTKC会員の関与度に応じ、上記金利より最大で0.5%優遇いたします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">項 目</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">優 遇 幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営計画ツール（継続MA Sシステム）を利用している場合</td> <td style="text-align: center;">0.1%</td> </tr> <tr> <td>業績管理ツール（FX 2システム）を利用している場合</td> <td style="text-align: center;">0.1%</td> </tr> <tr> <td>書面添付を実施している場合</td> <td style="text-align: center;">0.1%</td> </tr> <tr> <td>直近決算期のデータ処理実績証明書における月次処理状況が次の場合</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">すべて翌月中に実施されている</td> <td style="text-align: center;">0.2%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1カ月(1回)を除き翌月中に実施されている</td> <td style="text-align: center;">0.1%</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	優 遇 幅	経営計画ツール（継続MA Sシステム）を利用している場合	0.1%	業績管理ツール（FX 2システム）を利用している場合	0.1%	書面添付を実施している場合	0.1%	直近決算期のデータ処理実績証明書における月次処理状況が次の場合	/	すべて翌月中に実施されている	0.2%	1カ月(1回)を除き翌月中に実施されている	0.1%
項 目	優 遇 幅														
経営計画ツール（継続MA Sシステム）を利用している場合	0.1%														
業績管理ツール（FX 2システム）を利用している場合	0.1%														
書面添付を実施している場合	0.1%														
直近決算期のデータ処理実績証明書における月次処理状況が次の場合	/														
すべて翌月中に実施されている	0.2%														
1カ月(1回)を除き翌月中に実施されている	0.1%														
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元金均等返済とします。 														

連 帯 保 証 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の場合は代表者とします。 ・ 個人事業者は事業に専従する配偶者または事業に専従する事業継承予定者とします。 <p>※「経営者保証に関するガイドライン」に基づいて、連帯保証人が不要となる場合がありますので、窓口でご相談ください。</p>
担 保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として不要とします。ただし、新規取引先の場合は担保設定をする場合もございます。
各 種 手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の場合、別途手数料が必要になる場合がありますので、手数料の詳細につきましては別-2「主な手数料一覧」をご覧ください。 (1) 融資取扱手数料 (2) 繰上償還（一部・全部）手数料 (3) 条件変更手数料 等 ・ 詳しくは、窓口までお尋ねください。
保 証 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話 0248-75-3362）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国信金相談所にお問い合わせください。
そ の 他 参 考 と な る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ お申し込みの際は、審査をさせていただきます。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございます。なお、審査の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。

平成 30 年 4 月 2 日 現在